

令和元年度本試験講評

1. 総 評

まず、出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。出題形式で、特異なものはありません。5肢択一式問題は、単純正誤形式、組合せ形式のみの出題で、個数問題はありません。記述式もオーソドックスな45マス問題が3問でした。

内容的には、基礎法学－標準、憲法－やや難、行政法－やや難、民法－難、商法－難、多肢一易、記述－標準、一般知識一易、といったところでしょうか。全体を平均してみた場合、憲法・行政法の難化が影響して、例年よりもやや難しいレベルといえます。

とはいえ、法令科目で難化した分、一般知識が易しかったので、そこで挽回できたかどうか重要なポイントとなるでしょう。合格ラインとしては、法令択一問題を23問正解で92点。多肢選択式を空欄9つ正解で18点。記述式で30点。一般知識は10問正解で40点。合計180点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

以上からすれば、全体の合格率は、昨年の12.7パーセントよりは低くなり、9～11パーセント程度の合格率になるのではないかと予想します。

以下、各分野・各問題の難易度を分析してみましょう。

正答率	難易度
80%以上	易しい
60%以上～80%未満	標準
40%以上～60%未満	やや難しい
40%未満	難しい

2. 法令・5肢択一式

【基礎法学】標準

問題1	基礎法学（法思想史）	55%やや難
問題2	基礎法学（裁判の審級制度等）	66%標準

法制史に関する問題1は、「フランス→ドイツ」という流れが分かると正解できます。高難度の知識ではありますが、単語が用意されている問題だったため比較的よくできています。また、問題2は、基礎法学の典型テーマ・裁判制度からの出題です。かなり細かい審級制度に関する選択肢が多くある問題ですが、組合せという形式や、正解肢が簡単だったことも手伝って、7割近い方が正解されています。1問は正解したい問題です。

【憲法】 やや難

問題 3	憲法統治（議員の地位）	63%標準
問題 4	憲法人権（家族・婚姻に関する判例）	67%標準
問題 5	憲法人権（選挙権・選挙制度）	52%やや難
問題 6	憲法人権（教科書検定制度の合憲性）	75%標準
問題 7	憲法総論（裁判官の懲戒手続）	54%やや難

憲法は、どの問題も典型テーマなのですが、問われている知識が難しい肢も多く、全体として難易度はやや難しかったといえます。

問題 3。議員の地位に関する問題ですが、正解となる肢 1 については、公職選挙法の知識を問う問題です。常識的に考えて「○」とすることもできますが、確実性をもって解ける問題ではないといえます。ただし、他の肢で「×」をつけて、2 肢ぐらいまで絞り込みたいところです。問題 4。あまり見たことのない判例もありますが、正解肢が著名な違憲判決ですから、この問題は正解すべき問題です。問題 5。選挙権・選挙制度に関する問題です。判例問題ですが、判旨の理論的な部分を題材にしたものです。制度趣旨などが分かっていたら容易に解ける問題といえますが（肢 1 にあるように、選挙権行使の制約に国会の広い裁量が認められるというのは、選挙権が重大な権利であるだけに、制約できる場合はごく限られたものでなければならないはず、というような行政法で使うような思考）、暗記型の学習だとこのような問題には対応しづらいといえます。問題 6。教科書検定という典型テーマからの出題です。多少難しい肢はあるものの、正解自体は、教科書検定は検閲にも事前抑制にも該当しない、という程度の知識があれば解けます。ほかの肢の細かい記述に惑わされないで解けたかどうかです。問題 7。裁判官の懲戒について。難問です。ここも、「司法権」の行使には、公平中立が厳格に要求されるはず、という理屈から、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請より強いのではないか、という推測をすることは不可能ではなかったように思います。

問題 4・6 は判例知識で確実に正解し、問題 3・5・7 を現場思考でどこまで正解できるか。3 問は正解したい問題です。

【行政法】 やや難

問題 8	行政法一般的な法理論（行政上の義務履行確保手段）	62%標準
問題 9	行政法一般的な法理論（内閣法・国家行政組織法）	24%難
問題 10	行政法一般的な法理論（公有水面埋立てに関する判例）	65%標準
問題 11	行政手続法（行政指導）	49%やや難
問題 12	行政手続法（聴聞）	65%標準
問題 13	行政手続法（行政手続法一般）	73%標準
問題 14	行政不服審査法（裁決および決定）	65%標準
問題 15	行政不服審査法（審査請求の手続等）	68%標準

問題 16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）	38%難
問題 17	行政事件訴訟法（執行停止）	76%標準
問題 18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）	70%標準
問題 19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）	74%標準
問題 20	損失補償	26%難
問題 21	国家賠償法（2条1項の責任の成否に関する判例）	87%易
問題 22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）	36%難
問題 23	地方自治法（公の施設）	83%易
問題 24	地方自治法（監査委員）	57%やや難
問題 25	行政法総合（上水道に関する判例）	84%易
問題 26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	30%難

例年、行政法は15～17問は得点したい科目ですが、今年の行政法は、正解肢には絡まないけれども、やや難しい知識を問う選択肢がいくつかあって、それらの肢に惑わされてしまうと非常に難しく感じてしまう問題だったともいえます。なんとか、それらの肢に惑わされず、組合せ問題という形式や、消去法を駆使して、択一19問中13問は得点したい問題でした。

問題8～10の一般的な法理論。問題8。義務履行確保手段については、オーソドックスな問題でした。確実に正解したいところです。問題9。内閣法・国家行政組織法からの出題。単純知識問題ですが難問です。確実に正解するのは困難な問題です。問題10。判例穴埋め問題ですが、エは黙示の公用廃止、オは取得時効、簡単です。ただし、長文の一番最後に出てくるため、いかに時間をかけずに正解にたどり着けるかという問題です。2問は正解したい内容です。

問題11～13の行政手続法。行政指導。聴聞。行政手続法一般。いずれも典型テーマ。問われている知識も直球。基本です。3問全問正解したい問題です。

問題14～16の行政不服審査法。問題14。裁決決定に関する問題ですが、肢ウ・エが容易です。正しい肢となるイ・オの正誤判断に苦慮したとしても消去法で正解にたどり着ける問題です。問題15。審査請求の手続に関する基礎知識。これも標準的な問題です。問題16。行政不服審査法と地方公共団体との絡み。難問です。問題14、15の2問は正解したい問題です。

問題17～19の行政事件訴訟法。判例問題はなく、いずれも基本問題です。問題17。執行停止。記述のヤマでもあるので、要件は正確に押さえていた方が多く、易しい問題でした。問題18。被告適格があるのは原則として行政主体。それが分かっていたら容易な問題です。問題19の抗告訴訟に関する問題です。訴訟参加の要件を問う問題で、標準レベルの問題でした。3問全問正解したい問題です。

問題20～21の国家賠償法です。昨年は行政法の中で一番難しかった国家賠償法ですが、今年は1問は確実に得点できる内容です。問題20は2年連続で損失補償についての出題です。短い判例問題ですが難問です。ただし、穴埋めの言葉は用意されているので、難易度としてはやや難しいというレベルです。問題21は、国家賠償法2条に関する重要判例・典型テーマ、さらには言葉も用意されている問題でしたので、ここは確実に得点したい問題です。

問題22～24の地方自治。典型テーマからの出題ではありましたが、問われている知識は基

本からは少し外れる知識です。解いていて、ストレスのたまる問題です。問題 2 2。臨時会についての手続。議会という典型テーマではありますが、臨時会の手続までは押さえられないといえるでしょう。消去法でも、他の肢をすべて「×」とできるほど簡単ではありません。難問といえます。問題 2 3。公の施設に関する問題。3 問のなかでは一番簡単です。問題 2 4。監査委員に関する問題ですが、監査委員になるための要件という細かいところを突く難問です。問題 2 3 の 1 問は正解したい問題です。

問題 2 5～2 6 の判例問題。問題 2 5。上水道に関する判例問題。各肢は長文ですが、4 肢ですし、法理論で繰り返し学習する判例ですので、確実に正解したい問題です。問題 2 6。国公立学校に関する判例問題。こちらも、肢イは、あまり見たことのない判例ですので、正誤判断は難しいですが、肢アは憲法で、肢エは行政事件訴訟法でも出題される著名判例ですので、できれば正解にたどりつきたかった問題です。とはいえ、肢アは判断基準、肢イは知識そのものが難しく、難問でした。1 問は確実に得点したい問題です。

【民法】難

問題 27	民法総則（時効の援用）	69%標準
問題 28	民法総則（代理） ⇒複数正解（3・4）となる問題のため全員正解	肢 3 -79% 肢 4 -14%
問題 29	民法物権（動産物権変動）	57%やや難
問題 30	民法物権（地役権・地上権等）	59%やや難
問題 31	民法物権（質権）	29%難
問題 32	民法債権（転貸借）	42%やや難
問題 33	民法債権（委任・事務管理）	31%難
問題 34	民法債権（不法行為）	14%難
問題 35	民法親族（氏）	60%標準

民法は、例年通り、難しい内容となりました。総則 1 問、物権 2 問、親族 1 問、9 問中 4 問の得点が目標ラインです。

問題 2 7～2 8。総則。問題 2 7 は時効の援用。典型テーマ&単純知識問題ですが、細かい知識を問う問題です。肢エは簡単ですが、肢ア、肢オなどは判断しにくい肢があります。組合せ問題ということで、正解できたかどうかという問題です。

問題 2 8 については

当初の TAC の見解通り、妥当でないものは肢 3・4 と発表されました。

この問題について、TAC の見解は以下のとおりでした。肢 1・2・5 は「○」、肢 3 と肢 4 が「×」です。肢 3 については、表見代理が類推されることもある判例（最判昭 44.12.19）があり「×」。肢 4 については、「代理人に対しても受領物を引き渡す義務があり」とする判例（最判昭 51.4.9）があるため、「代理人に対してではなく」といつている点で「×」。そうすると正解は 3・4 の複数となるというものです。この問題 28 については、11 月 28 日に、財団法人・行政書士試験研究センターから、妥当でないものは肢 3・4 となり、全員正解とする旨、発表されています。

1問は得点したい問題です。

問題29～31。物権。今年は3問の出題です。問題29。動産物権変動。長文問題ですが、落ち着いて読めば、引き渡しが対抗要件となるという簡単な知識で解ける問題です。得点したい問題です。問題30。地役権・地上権に関する問題です。かなり久しぶりの出題です。長文の事例問題になっています。肢アなど難しい肢もありますが、他の肢は、基本知識といえますので、ここも得点したい問題です。問題31。質権の基本知識を問う問題です。質権も久しぶりの出題でしたが、油断していたためか、正答率は低くなりました。民法は全体的に難しかったので、この問題29・30の2問はなんとか得点に結び付けたい問題です。

問題32～34。債権分野。債権法は来年度改正法での出題となるため、すこし準備が手薄になっていたためか、いずれも正答率は低くなりました。問題32。転貸借契約に関する問題。やや難問といえます。問題33。委任と事務管理の知識を問う問題です。管理を頼まれていた場合が委任契約であることに気がつかないと間違えてしまうかもしれません、そこをしっかり押さえられれば、問われている知識自体は基本ですので、ここは得点したい問題です。問題34。不法行為に関する問題。長文の上に、受験生があまり聞いたことがないような肢2・肢4もあり難問です。いずれも正答率は低くなりましたが、3問中どれか1問は得点したい問題といえます。

問題35。親族分野から、氏に関する問題です。氏の問題としては易しいですが、問題文を丁寧に読まないと、問題文の読み違いを起こす可能性がある問題といえます。落ち着いて事案を正確に把握することが要求される問題です。知識的には得点したい問題です。

【商法】難

問題36	商行為（商行為の代理）	14%難
問題37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）	43%やや難
問題38	会社法（株主の権利）	28%難
問題39	会社法（取締役会）	32%難
問題40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）	68%標準

例年通り、難しくなりました。しかし、今年の内容からすれば、基本の基本を学習するだけで、3問得点も可能な出題となっています。やり込むことは学習のバランスを失いますが、会社法の基本常識レベルは学習しておくべきことを示す内容になりました。問題36は商事代理の問題。代理の効果がどこに帰属するか、という、あまり詰めて学習しないところだったためか正答率は低くなりました。問題37は設立の基本問題。得点したい問題です。問題38は少数株主権の要件を問う問題です。なかなかここまで細かく押えるのは難しいと思われます。難問です。問題39は取締役会の基本問題ではありますが、正答率は低くなりました。問題40も非公開会社・取締役会非設置会社の基本知識を問う問題。少しの学習で、問題37・39・40は得点できたといえます。正答率の低さは、そもそも商法・会社法を捨て科目にしている可能性があります。今回の問題でも、5問中2問の得点が目標です。

3. 法令・多肢選択式 易

問題 41	憲法人権（NHK 受信料の判例・表現の自由）	ア 44%、イ 61%、ウ 15%、エ 85%
問題 42	行政法総合（不利益処分と裁量権）	ア 81%、イ 92%、ウ 84%、エ 89%
問題 43	行政事件訴訟法（行政訴訟の類型）	ア 93%、イ 40%、ウ 88%、エ 93%

多肢選択式は、3問ともに易しい問題でした。問題 4 1 は、平成 29 年の新判例です。時事問題ともいえる判例です。2つの空欄は埋めたい問題。問題 4 2 は、行手法の条文問題かと思わせるような問題です。判例を知らなくても、行政手続法の条文知識でア～ウまで入れることができますし、また、「エの範囲の逸脱又はその濫用」というフレーズから「裁量権」という言葉も容易に確定できます。ここは4つとも正解したいところです。問題 4 3 は、行政事件訴訟法ですが、行政事件訴訟の類型に関する問題です。イはやや入れづらいかもしれませんが、他は容易に確定できます。3つは正解したいところです。問題 4 1 で4点、4 2 で8点、4 3 で6点、合計18点が目標ラインです。

4. 法令・記述式 標準

行政法の問題 4 4 は標準レベル、民法の問題 4 5 は易しい、問題 4 6 は難しい問題です。

まず、行政法の問題 4 4 ですが、行政手続法から、処分等の求めに関する問題です。「どのような者が」「どのような行動をとることができるか」、Yは「どのような対応をとることができるか」。ということが問われていますが、どのような行動、どのような対応については、事例に即して書くことになり、いろんなバリエーションが考えられ、書き方が難しかった問題といえます。条文問題ですし、択一問題のヤマですから、それをどこまで記憶喚起して書くことができたかが勝負となります。「どのような者」は「何人も」で簡単だと思いますが、「命令をすることを求める」や「必要な調査を行う」「命令をしなければならない」というところは得点に幅がありそうです。10点は得点したい問題です。

次に、民法の問題 4 5 は、物権から共有物に関して共有者ができる行為をするための要件に関する問題です。択一の基本問題ですし、答え方が難しいわけでもありませんので、ここは満点をとりたい問題です。

民法の問題 4 6 は、第三者のためにする契約に関する問題。受験生にとっては盲点です。過去問でも出題されたことはありませんし難問です。ここは得点することが困難な問題といえます。

以上からすれば、問題 4 4 で10点、問題 4 4 は16点～20点、問題 4 5 は0点でも仕方ありません。合格者レベルで、30点の得点はほしい問題です。

5. 一般知識 易

問題 47	政治（日中関係）	32%難
問題 48	政治（女性の政治参加）	83%易
問題 49	政治（国の行政改革）	52%やや難
問題 50	経済（日本の雇用・労働）	38%難
問題 51	経済（経済用語）	66%標準
問題 52	社会（元号の制定）	82%易
問題 53	社会（日本の廃棄物処理）	53%やや難
問題 54	情報通信（情報通信用語）	93%易
問題 55	情報通信（通信の秘密）	74%標準
問題 56	情報通信（アナログ方式）	86%易
問題 57	個人情報保護法（個人情報保護委員会）	85%易
問題 58	文章理解（脱文挿入）	78%標準
問題 59	文章理解（穴埋め）	81%易
問題 60	文章理解（空欄補充）	89%易

一般知識科目は、昨年のように、行政書士実務に直で関連する問題はほとんど姿を消しました。従来通りの一般知識の典型テーマも多く、受験生にとっては取り組みやすい問題だったといえます。問題 47。日中関係に関する歴史問題。難問です。問題 48。女性の政治参加に関する問題ですが、空欄ウのみ正解が出せる簡単な問題です。問題 49。行政改革の問題ですが、行政手続法の対象が「処分、行政指導、届出、命令等制定手続」であるという知識で解けますが、やや難しい問題です。問題 50。日本の雇用・労働に関する時事問題。肢イの非正規雇用や、肢エ・オの「働き方改革」などは、ヤマでしたが正答率は低かったです。一般知識の難しさです。問題 51。経済用語。これも典型テーマで標準的な問題です。問題 52。元号の制定もホットな問題でした。単純知識ですが、常識的な観点から、消去法で正解できる問題でした。問題 53。廃棄物処理については、肢エ「再生利用や減量化が進まない」というのは、最近の3Rの推進などから常識的に判断して欲しい問題でした。難易度としてはやや難しい問題でした。問題 54。情報通信用語は簡単でした。問題 55。通信の秘密は、憲法的にも時事的にも常識的に判断して欲しいところです。問題 56。アナログ方式も常識的に正解できる問題です。問題 57。個人情報保護法は1問でしたが、個人情報保護委員会は基本ですので確実に得点したい問題です。

文章理解は例年通り、簡単でした。空欄補充、脱文挿入という形式的にも容易な問題でした。文章も短く、短時間で正解できる問題といえるでしょう。

問題 49、問題 52のように、法律知識を駆使して答えを導き出すことができる問題があったことは受験生にはプラスです。14問中10問は得点したい問題です。

以上